

履修規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸医療未来大学学則第12条第2項に基づき、履修方法及び手続について定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は各年次に配当された授業科目の中から履修希望の授業科目を選択し、学年始め又は学期始めの指定する期間内に履修登録をしなければならない。

- 2 履修登録をしていない授業科目の履修はできない。
- 3 履修登録後は、原則として科目の変更、取消及び追加はできない。
- 4 単位を修得できなかった科目について再履修するときは、改めて履修登録をしなければならない。
- 5 介護福祉士領域、保育士領域、精神保健福祉士領域の科目については、それぞれ介護福祉士国家試験受験資格、保育士国家資格、精神保健福祉士国家試験受験資格の履修が許可された者以外の学生は受講することはできない。また、教職課程にかかわる教職に関する科目については、教職課程以外の学生は受講することはできない。
- 7 公認心理師養成指定科目のうち、心理演習及び心理実習の科目については、履修が許可された者以外の学生は受講することはできない。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、次のとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
9:00	10:50	13:10	14:50	16:30	18:10
}	}	}	}	}	}
10:40	12:20	14:40	16:20	18:00	19:40

- 2 本学の試験時間は、次のとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00	10:50	13:10	14:50	16:30
}	}	}	}	}
10:40	12:20	14:40	16:20	18:00

(講義区分)

第4条 講義は次のとおり区分する。

- (1) 通年講義
- (2) 前期講義
- (3) 後期講義
- (4) 集中講義

(5) 特別講義

(授業科目及び単位数)

第5条 学生が各年次に履修することができる授業科目及び単位数は、学則に定められた教育課程に基づく。

(履修の制限)

第6条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) すでに単位を修得した授業科目
- (2) 授業時限が重複する授業科目
- (3) 上級年次に開講する授業科目

(履修単位数の上限の除外)

第7条 1年間に登録できる単位数の上限は、学則の定めるところによるが、次に掲げる授業科目は、合計登録単位数に含めない。

除外対象科目	単位数
ソーシャルワーク実習	4
レクリエーション実習	1
介護実習Ⅰ	2
介護実習Ⅱ	4
介護実習Ⅲ	4
保育所実習Ⅰ	2
保育所実習Ⅱ	2
施設実習	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ-A	2
精神保健福祉援助実習Ⅰ-B	1
精神保健福祉援助実習Ⅱ	2
心理実習	4
スポーツ指導実習	1
介護等体験	1
教育実習(A)	3
教育実習(B)	5

(補 講)

第8条 講義が所定の時間数に達しない場合は、補講を行うことがある。

(単位の認定)

第9条 授業科目の単位の認定は、試験により行う。

- 2 試験は、定期試験、追試験、再試験、その他とする。
- 3 試験の方法は、筆記試験、実技試験、レポートの提出等による。
- 4 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、試験に合格しなければならない

い。

- 5 各授業科目につき、出席時間数が授業実施時間数の3分の2（ただし、実習については5分の4）に満たないときは評価を受けることができない。
- 6 単位を認定されなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

（試験の種類）

第10条 試験の種類は、次のとおりとする。

（1）定期試験

原則として、各学期末に行う。

（2）追試験

忌引き、病気等のやむを得ないと認められる事由により、定期試験を受験できなかった場合に本人の願い出によって、受験を許可された者に対し実施する。

（3）再試験

成績の評価が不可になった科目について、担当教員が再試験を実施する場合、本人の願い出によって実施する。

（受験資格）

第11条 次の各号の一に該当する場合は、試験を受けることができない。

- （1） 受験科目を履修登録していないとき。
- （2） 試験開始後、正当な理由がなくて20分を越えて遅刻したとき。
- （3） 所定の期日までに授業料等を完納していないとき。

（成績の評価）

第12条 成績の評価区分は次のとおりとし、可以上を合格とする。

- （1） 秀 100～90点
- （2） 優 89～80点
- （3） 良 79～70点
- （4） 可 69～60点
- （5） 不可 59点以下
- （6） 無効

2 再試験の成績は、60点以下とする。

（GPA）

第13条 GPAは、次の算式をもって算出する。

$$GPA = \frac{\text{履修登録した科目のグレードポイント} \times \text{その科目の単位数}}{\text{全科目の総単位数}}$$

2 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	5.0

優	4.0
良	3.0
可	2.0
不可	0.0
無効	0.0

3 認定科目及び自由科目は対象外とする。

(不正行為に対する成績判定)

第14条 試験において不正行為のあった者又は不正行為があったと認められる者については当該学期の定期試験時間割に記載された試験科目はすべて無効になり、再試験は認められない。

(改 廃)

第15条

この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、第11条第1項については、施行後の成績評価から適用する。

- 14 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、令和4年4月1日から施行する。